平成27年9月15日発行第465号　毎月1回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

9
2015

No.465

ワレモコウ（日光市）

マスコットキャラクター
アドちゃん
©高井研一郎

http://www.gt9.or.jp/gyosei

栃木県行政書士会

栃木県行政書士会会報誌

行政書士 とちぎ

2015年 9月号

CONTENTS

No.465

今月の表紙の一言

「ワレモコウ」　撮影地：日光市小田代原

　赤に見えない地味な色合いから「我も紅」と命名。控えめな姿が愛らしい。

宇都宮支部　大鹿幸雄

建設業許可申請研修会

８月２６日（水）栃木県行政書士会館にて「建設業許可申請のポイント」という題目で、業務部第２グループの主催による研修会が２１名の出席者のもとで実施されました。

講師は業務部第２グループの河田　力会員が担当いたしました。

河田力会員は建設業許可申請のエキスパートであり、昨年に引き続いて講師になっていただきました。

今回の研修の建設業許可申請業務は数多い行政書士の業務のなかでも特に需要の多い分野であります。今回の研修では、実際に最も申請の多い事例について設例形式で取上げていただき解説してもらいました。受講者には非常に判り易かったものと思います。

建設業許可を１件引き受けますと決算終了後の変更届、公共工事を請負う場合には必ず受けなければならない経営事項審査請求、など届出とか許可申請を引続いて依頼されることがありますので是非建設業許可申請を習得することをお奨めします。

本日の研修で許可申請ができるかというと難しいと思います。研修は業務への道しるべにすぎません。参考書を購入するなど是非共受講者の皆様方は研修をもとに各人で研鑽を積むことを期待します。

（業務部第２グループ　福田勝守）

土地利用入門研修会

業務第２グループでは８月４日土地利用入門として行政書士会館にて研修会を行いました。講師は土地家屋調査士でもある佐藤栄一副会長が担当し、２０数名が受講しました。

行政書士にとって大きな分野を占めている土地関係の許認可業務は多岐にわたっております。しかしながらクライアントにとっては、単純明快であって、たとえば息子の住宅を建てたい、バイパスにラーメン屋を作りたい、建設会社が資材置き場を設置したい、太陽光発電を始めたい、不動産業者が分譲地を開発したい等です。ただ日本の行政システムが省庁各課縦割りなので、一つの許認可でクライアントの目的を達成するようにはなっておらず、必ずいくつかの許認可の組み合わせを経なければかなわないわけです。行政書士会業務部も５つの部会に分けておりますが、これも行政に準じて一応分けてあるわけです。前述のクライアントの目的を達成しようとする場合、土地関係の第２グル―プ以外の管轄の許認可も必要になることもあります。ここをまず理解していただくわけです。

次に目的によってどの許認可の組み合わせになるのか、これは経験によって会得していくものでありますが、標準的組み合わせは覚えていただかねばなりません。この場合の注意点の説明もありました。

またビジネスはすべて同じですが、信用が前提となります。これは行政書士業務においても根本的に重要な要素であります。

クライアントは予定通りの仕事の完了を期待し、行政書士は報酬の支払いを信じるわけです。この履行についての責任はお互いにあるわけです。行政書士はまじめに仕事をするのが前提ですが、い

ろいろな原因でクライアントの期待に十分にこたえられない場合もあります。報酬額の決定や履行についても、トラブルの発生が無きにしも…です。これらの事件が発生しない仕事をするにはどうすれば良いか。このヒント等も伝授されました。
たくさんの会員が土地関係の業務に踏み込まれることを期待します。

（業務部第２グループ　秋葉憲司）

佐野「経営・金融なんでも相談会」

７月２９日（水）午後１時より４時３０分まで、佐野商工会議所３階大会議室において、佐野商工会議所「中小企業相談所」・佐野信用金庫・佐野市・日本政策金融公庫（国民生活・農林水産・中小企業事業）の共催による「経営・金融なんでも相談会」が開催されました。今年度から佐野市も共催し、市の施策・制度融資・行政手続等に対応されたようです。
経営課題や創業希望者の相談にワンストップで応じられるよう上記共催者のほか、行政書士・中小企業診断士・税理士が専門家として相談員として参加しました。それぞれ各ブースに分かれ専門分野ごとの相談になります。相談者の多くは複数のブースを回りますので、貴重な情報収集、意見交換ができたようです。

相談会開催にあたって、案内が佐野商工会議所会員事業所に郵送され、今回は前回以上に多くの相談者が訪れました。これからも定期的に開催予定とのことなので、許認可・行政手続きの専門家として行政書士を広く利用していただけるものと期待しています。

なお、当会からは、須永威名誉会長、長竹基行業務部長の両名が相談員として参加し、相談者の許認可・行政手続きについて親切丁寧に対応しました。　　　（業務部第３グループ　長竹基行）

車庫証明申請センター運営協議会
栃木県知事表敬訪問

９月１日（火）運営協議会の宮嶋幸雄会長、松本明副会長、小林幸雄副会長、田代昌宏副会長は、諏訪利夫議員連盟副会長の協力の下、福田富一知事を表敬訪問いたしました。

栃木県における平成２９年度のＯＳＳ導入については、福田知事においても関心が高いところであり、その影響や対策について意見を交わしました。

県行政との良好な関係を維持していく上で、様々な可能性について話し合うことができ、大変有意義な訪問となりました。

（運協副会長　田代昌宏）

市民公開講座開催のお知らせ

日時：平成２７年10月21日（水）１３時００分～
場所：茂木町 保健福祉センター元気アップ館
　　　芳賀郡茂木町茂木 1043－1
内容：相続・遺言・成年後見・無料相談会
主催：（一社）コスモス成年後見サポートセンター栃木県支部

会員事務所訪問コーナー

おじゃましま〜す！

今回は小山支部の佐藤実会員の事務所におじゃましました。

氏　名　佐藤　実（さとう　みのる）
事務所　佐藤実行政書士事務所
　　　　小山市城東２－２８－１２
入会日　平成２６年２月１５日

〜行政書士になったきっかけは？

サラリーマン時代に何度か失業の危機があったので、何か手に職を付けたいとずっと思っていました。そこで大学時代から興味を持ち続けていた法律関係の仕事として行政書士の存在を知り、平成１０年に試験に合格しました。

ただ、当時は家のローンや子供の教育費もあったため独立開業は断念しましたが、幸い失業することなくサラリーマン生活を３７年間全うし、定年退職後に念願の開業をしました。

〜力を入れている業務は？

相続関係と成年後見関係です。

相続関係では、行政書士の個人事務所として業務を受任する一方で、「全国相続協会　相続支援センター」の会員となり、同業の仲間と栃木県南部支部を立ち上げ活動を始めました。相続支援センターは、高齢者が安心して暮らせる社会の実現を目指し、遺言書の普及などを行う団体です。無料相談会を定期的に開催し、そこから遺言書や遺産分割協議書の作成業務を受任していこうという活動を展開しています。

また、成年後見関係では「ＮＰＯ法人フォレスト」に加入し、現在保佐人業務を受任中です。

〜趣味は？

昔は長い間ゴルフに熱中していた時期もありましたが、あるときさっぱりやめてしまいました。

今では、歴史や法律の本を読むのが趣味です。特に司馬遼太郎の作品が好きで、若いころから相当読んできました。この前、司馬遼太郎の作品目録を手に入れたので、死ぬまでに目録に載っている作品（全３００作）を読破したいと思っています。

〜今後の夢は？

ご覧のとおり、現在の事務所は非常に狭いです。自称日本一狭い事務所。実は庭の一角に相談者との打合わせ室を建てる予定で、この前、庭木を７〜８本切り倒しました。この打合わせ室で相談に応じている自分の姿を思い浮かべながら、業務に励んでいます。

〜楽しみですね。もし夢が実現できた時には招待してください。

今回の事務所訪問で予想される質問の回答を予め用意してくださっていたり、本棚の中のお手製の業務マニュアルであったり、本当に几帳面さが滲み出る佐藤会員でした。資料整理術も色々教えていただいたので、さっそく活用していきたいと思います。

お忙しい中お時間を作っていただきありがとうございました。

（小山支局長　野村泰紀）

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（８月）	０名
更新申出（８月）	１名
申請取次行政書士（８月末現在）	１０３名

※新規の手続きは予約制です。詳細は、会のホームページ－会員専用ページ－各種データ－事務局関連　をご覧ください。

支局かわら版

「東山雲厳寺（とうざんうんがんじ）」

那須支部

大田原市（旧黒羽）にあります雲巌寺。このお寺の見どころをご紹介します。
栃木県那須高原のすそ野、八溝山地のふところ深い茨城県と栃木県の境に位置しています。この辺り一帯は、那須与一の那須家や水戸光圀公、松尾芭蕉などに特に縁深い寺院でもあります。この雲厳寺は、臨済宗妙心寺派の名刹として、筑前の聖福寺、越前の永平寺、紀州の興国寺と並んで日本禅宗４大道場の一つに数えられている由緒正しき寺院です。

ひとたび入り口の石柱門をくぐると、一瞬にして身の引きしまるような雰囲気が漂い、武茂川にかかる朱塗りの橋を渡り、見上げるほどの石段を登りきると、天下人・秀吉による小田原征伐の焼き討ちにも耐え残った山門があります。

石柱門のすぐ右手に樹齢５５０年の堂々たる風格のある杉の大木があります。環境庁による関東の巨樹にも選出されており、訪れる人びとはこの木の存在感に圧倒されます。この辺りですでに、空気感が変わります。長い石段の先に山門、釈迦堂、獅子王殿が正面に一直線に並ぶ、典型的な伽藍配置になっています。

山門をくぐると正面に長い歴史の威厳と風格を持った獅子王殿があります。ご本尊は釈迦牟尼仏で、仏殿右に鐘楼、左に勅使門、平和観音堂、その近くには芭蕉の句碑があり、仏殿のさらに上方には方丈本殿が配置されています。勅使門の石段を登りきった左に禅堂があります。

過去は勿論現在でも雲巌寺はいわゆる観光寺院ではありません。厳しい禅の修行のための道場です。しかし一般の方でも自由に拝観が許されています。寺の案内板には、「寺は人が内なるものに心を置く道場です。単に観光のためのものではありません。高声、高笑、喫煙、酔客、諸堂立入等、他の迷惑となる所作は堅く停止の事。観光案内は致しません。聖域の逍遥をお楽しみ下さい」（逍遥⇒ぶらぶらゆっくりと）と記されています。また拝観料は一切掛かりません。

史実に基づいたため、少々堅い記事になりましたが、雲厳寺の魅力はこの重厚感にあると思います。普段の生活から切り離されるような、敷地内での感覚はぜひ味わって頂きたいと思います。

また、四季の景観は素晴らしく、春から夏にかけては深い緑に覆われ、強い日差しと相まって、清々しい空気を感じられます。そしてこれから秋にかけて、まさに息を飲むような紅葉を見ることが出来ます。特に入口の石柱門から山門を見上げる景観はため息が出るほどです。那須方面へお越しの際はぜひ足を延してみてはいかがでしょうか。

（那須支局長　熊田慎一）

支 局 情 報

【宇都宮】

平成２７年度税務研修会実施

８月１９日（水）宅建協会３階会議室に於いて、平成２７年度第１回税務研修会が開催されました。

当研修会は宇都宮資産税税務研究会（宇都宮支部と宅建協会県央支部で構成された研究会）が主催し、講師を宇都宮税務署にお願いして実施しているものです。今回は、宇都宮税務署の野口審理専門官にマイナンバー制度及び税制改正について詳しくご説明頂きました。

マイナンバー制度は平成２７年１０月から個人番号及び法人番号が通知され、平成２８年１月から順次利用が開始されます。個人番号は、住民票を有する国民全員に１人１つ指定され、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。法人番号は１法人１つ指定され、国税庁から通知されることになります。

研修会後半は、近年改正になった相続税や贈与税について、また来年１月より適用される株式等や土地・建物等を譲渡した場合の税制改正についてご説明を頂きました。

なかなか馴染めない税制ですが、多くの方が参加され、マイナンバー制度や税制に関する関心の高さが感じられました。

当研修会の実施にご尽力いただきました宅建協会県央支部の皆様に感謝いたします。

（支局長　羽石真弓）

【塩　那】

塩那支部研修会実施

８月２２日(土)１３：３０～１６：１０まで、那珂川町小川総合福祉センター内のすこやか共生館にて塩那支部研修会が開催されました。

「農地法３条４条５条　書類作成から提出まで」として、県書士会の前澤眞一制度推進部長に講義して頂きました。

当日は私のような新人会員からベテラン会員まで１８名が熱心に受講し、講義終了後はかなり実務的な内容まで質問があり、大変充実した研修となりました。

塩那支部内は田畑が多いため、農地転用の需要はかなりあると考えられますので、今回の研修した内容をしっかり実務の上で生かしていきたいと思います。

（支局長　岡村浩雅）

【那　須】

無料相談会の実施

８月２９日（土）午前１０時～午後３時まで、那須塩原市にある西那須野公民館にて、第２回無料相談会を行いました。参加会員は１１名、相談件数は９件でした。相談内容は、相続関連で８件、契約について１件でした。

今回も開始早々、用意した席が埋まる盛況ぶりでしたが、会員の協力のもと相談者を待たせることなく相談に応じることができました。

今回、相続関連の相談が多くあり、多くの方にとって相続が身近な心配事であることを実感することができました。

これからも相談に来る方の期待に応える為に、より広範な見識の習得に尽力していきたいと思います。

（支局長　熊田慎一）

【足　利】

足利支部に「女性部」が生まれました！

８月７日（金）１８時から足利市民プラザにおいて、定期総会終了後初めての足利支部役員会が開催されましたので、特筆すべき２点につきまして報告させて頂きます。

１つめは、堀越支部長の職務を軽減するために３人の副支部長が、総務、業務、財務の３部門が担当する事にして、各役員も副支部長の下に担当が振り分けられました。ついつい支部長の両肩に頼ってしまいがちですが、この取り組みが支部長の職務軽減の他にも、各役員の責任感のアップにもつながればと思います。

２つめは、支部長の「女性会員の活動を支部として援助する」という考えから「女性部」が設けられ、早くも役員会に先立つ７月３０日（木）の１２時から市内「京かのこ」において「第１回女性部会」が開催された事が、宮下会員から報告されました。ランチを兼ねた時間帯でしたので参加しやすかったのか女性会員９名中７名という高出席率でした。自己紹介から始まり研修会のテーマや会への要望など活発な意見交換が行われたとの事でした。女性部の足利支部内での位置付けやこれからの活動方針などは未定ですが、定期的に開催されて各女性会員の業務力がアップし、それが支部活動の活性化につながればと期待されます。

私見ですが、行政書士の特色の１つは、他士業との兼業者が多い事だと思います。女性会員だけでなく横のつながりを密にして情報交換していく事が、行政書士１人１人だけでなく行政書士全体の生き残りと繁栄につながると思いますので、この「女性部」が１つの「核」に育つ事は、女性会員以外にも様々な好影響を与えてくれるものと信じます。

（支局長　杵渕　徹）

KOMOREBI

木もれび

私は胃カメラが大嫌いである。好んでのむ人などいないと思うが。３年ほど前に胃カメラの検査を受けたが、泣いちゃうくらい苦しくて、ひどい目にあったのである。

さて、今年も健康診断の時期が来た。このところ体調が悪かったので医者にかかろうとは思っていたのだが、健康診断の日が来るまで待っていたのだ。いそいそと病院に足を運んだ。

２週間ほど後、検診結果が郵送されてきた。結果は軒並みＡ判定だが、胃部の項目でＤ判定が出ている。

備考欄を見ると慢性胃炎の為治療が必要とのこと。胃炎なんてものはよくある話なので気にも留めないでいたのであるが、そのすぐ上の欄を見ると「腫瘍マーカー」なる項目があり、その結果Ｃ判定、そのうえ備考欄には再検査と記されている。

初めて見た項目のうえに更に再検査必要という記述にギョッとした私は、すぐに病院で診察を受けた。医者は心配するほどのことではないと慰めておきながら内視鏡検査を受けることを要求してきた。

恐れていた胃カメラである。

これまで胃カメラを勧める医者にＮＯと言える日本人であった私だが、ここ一月体調が非常に悪く弱気になっていたこともあり、胃カメラ断固拒否という政策方針をあっさり撤回し再び胃カメラをのむことを受け入れた。

検査当日、緊張して検査室に入ると、看護婦と思われる人から喉の麻酔薬であるとされる液体

を紙コップで渡され、５分ほど口に含んだ後飲みこめと言われた。その麻酔薬らしき液体でもうすでに吐きそうになる始末。その後の胃カメラへの恐怖は頂点に達した。

検査は何の苦痛もなく終わり、埴輪のごとき無表情で検査室を後にした。

胃カメラの結果は当然のごとく異常なし。健康診断の結果を受け取ってから２週間、胃カメラの恐怖で心身ともに疲れた私は、更に体調が悪くなっていた。

健康を維持するための健康診断の結果を見て具合が悪くなるとは。本末転倒ではないか。

（栃木支局長　綾部一成）

雲と蝋燭

冬の穏やかなある日、自家用車のシートを倒して、仰向けになりながら外を眺めていたら、ウインドウ越しに、大きく広がる青空の中に真っ白や薄灰色の雲が目に飛び込んできた。
いろいろな形をしている、よく見ていたら面白い形に気がついた。
動物や花・鳥・文字などに見えたりする。驚いたのは「竹」という字に似た形の雲があった。私の名前が「竹一」なので「お～」と感じたのだろう。
雲の動きも面白いものだ。もくもくと湧き上がってきたかと思うと、いろんな形に変化していき、そのうちに大きくなったり小さくなったりして、だんだんと風に流されて行くか消えていく。
春夏秋冬にいろんな雲が現れるけれど、入道雲、今にも泣き出しそうな低い雲など種々雑多だ。その中でも真っ青の空に浮ぶ白い雲が、一番芸術的な形を創りだすようだが、夕日に映える雲もまた格別の味を醸し出す。

大きな雲が右や左に揺れながら風に流され進んでいく、そして少しずつ千切れるように分かれて行き姿がスーとなくなる。
よく見ているとパッとは消えない、少しずつ霧のように消えていくのが多い。

そこで次のことを思い出した。
私は､毎朝毎晩仏前で仏法僧に手を合わせている。勿論、蝋燭を灯しお線香をあげ、家族親族・会社の安泰をお願いしている。
宗派によって違うようだけれど、我が家は天台宗（本山は比叡山・菩提寺は春日岡山惣宗寺）なので、朝は南無妙法蓮華経、晩は南無阿弥陀仏を唱える。
時には諸般の事情で、失礼することがあるけれども、出来る限り実行している。
こんなこともある。会合や何かでお酒を飲んできて、大分酔ったまま手を合わせるが、まともに勤められているだろうか疑問だ。

蝋燭にも線香にも面白い現象が見られる。
毎日のように見ているけれど、蝋燭の灯火が消える最後は必ず同じようである。だんだん細くなりもう消えるだろうと思った瞬間、また元に戻りその火が大きくなる、そしてまた細く消えそうになるが、今度はパーッと灯りいきおいづく数回繰り返して最後はスーと消えていく、雲との消え方の違いだ。
線香は自然に燃え尽きて姿がなくなるけれど、非常に珍しいことだが、時として途中で立ち消えになる場合もある。

人間の最期はどうなのだろう。医者でないから専門的なことは分からないが、息を引き取るまでの時間に変化が起こるようだ。寸時だけれど息を吹き返し、また静かになり、それを何度か繰り返して「ご臨終」「ご愁傷様」となる。

（椎名日寛）

栃木県行政書士会カレンダー（10月）

日		予　定	時　間	主　催
1	木	登録説明会	10:00~	総務部
4	日	特定行政書士考査	14:00~16:00	
7	水	会計精査	13:30~	財務経理部
8	木	一日合同行政相談所（於：足利）	10:15~	制度推進部
9	金	編集会議	13:30~	広報部
13	火	足利支部研修会（相続、離婚）	13:00~16:30	足利支部
14	水	ＴＩＡ無料相談会	10:00~	業務第4グループ
		申請取次届出行政書士新規受付	13:30~	申請取次行政書士管理委員会
		会計監査	10:00~	財務経理部
		財務部会	13:00~	財務経理部
		外国人在留資格相談室（於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00~16:00	足利支部
15	木	会館建設検討特別委員会	10:00~	会館建設検討特別委員会
		総務部会	13:30~	総務部
16	金	測量研修会（座学）	9:30~15:30	業務第2グループ
19	月	一般貨物自動車運送事業研修会 ①　（法令研修）	13:30~15:00	業務第1グループ
		行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00~15:00	宇都宮支部
		宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00~17:00	宇都宮支部
20	火	登録説明会	10:00~	総務部
		「契約書作成についての基礎知識と留意点」研修会開催	13:30~15:00	業務第5グループ
21	水	ＫＩＦＡ相談会	10:00~	業務第4グループ
		国際業務相談事例・入管基礎研修会	13:30~	業務第4グループ
		行政書士専門相談（於：小山市役所）※予約制（随時受付・先着４人　予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00~12:00	小山支部
23	金	一日合同行政相談所（於：宇都宮）	10:15~	制度推進部
25	日	市民プラザ無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00~16:00	宇都宮支部
26	月	測量研修会（実地研修）	9:30~16:00	業務第2グループ
27	火	試験説明会	10:00~16:00	
28	水	行政書士専門相談 （於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室）	10:00~12:00	小山支部
29	木	事業計画書作成研修会③	13:30~	業務第3グループ
		行政書士専門相談（於：下野市ゆうゆう館　会議室２） ※要事前予約（定員４名　予約先：行政書士会小山支部 髙山久 0285-53-1672）	10:00~12:00	小山支部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題	備考
361	H27.8.3	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴うOCRシート第3号様式の3の改正について	
365	H27.8.7	平成27年8月分会費納入について(お願い)	
368	H27.8.7	平成27年度行政書士制度広報月間の実施について	
383	H27.8.7	自動車保有関係手続きのワンストップサービス申請に係る「まとめ払い」・「一括利用」・「ダイレクト方式電子納付」の新規利用及び更新を希望する会員の取りまとめについて（お願い）	
389	H27.8.7	職務上請求書の適正な管理及び使用について	
399	H27.8.7	社労業務取扱証明書の発行について（お願い）	
401	H27.8.7	OSSの利用実態に関するアンケート結果について（ご報告）	
407	H27.8.7	「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集（平成２７年７月改訂版）について（周知依頼）	
447	H27.8.25	「農の雇用事業」の周知依頼について	
452	H27.8.25	事業者向けパンフレット「円滑な資金供給の促進に向けて」の周知依頼について	
466	H27.8.31	やむを得ない理由により住所地において、「マイナンバー」が記載された「通知カード」を受け取ることできない者が、居所において受け取るための居所情報の登録について（周知依頼）	
468	H27.8.31	日行連自動車登録OSSセンター構想による看板設置について	

マイナンバーに係る居所情報の登録について
～日行連より～

やむを得ない理由により住所地において、「マイナンバー」が記載された「通知カード」を受け取ることができない者が、居所において受け取るための居所情報の登録について日行連より周知依頼がありました。

詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

平成27年度建設業者講習会の開催について
～栃木県県土整備部より～

栃木県県土整備部より標記について案内がありました。県内３会場で開催されます。

１０月１日（木）　宇都宮市文化会館　小ホール
１０月５日（月）　栃木市栃木文化会館　小ホール
１０月８日（木）　那須野が原ハーモニーホール　小ホール
※申込不要。入場無料。
※詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

「農の雇用事業」について

～農林水産省より～

農林水産省では、農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、営農に必要な農業技術や経営ノウハウ等を習得させるために実施する研修に対して支援を行う「農の雇用事業」を実施しています。

この度、事業実施主体である全国農業会議所（全国新規就農相談センター）において、下記のとおり平成２７年１１月研修開始分の募集を開始します。募集要領、申請様式は「農の雇用事業」ホームページまたは各都道府県の農業会議で入手できます。

「農の雇用事業」ホームページ

http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/original/（外部リンク）

その他詳細及び申込書につきましては当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

都市計画区域の見直しと区域区分(線引き)について(通知)

～宇都宮市都市整備部都市計画課より～

宇都宮市では市域が一体的となったまちづくりを推進するため、平成２８年３月を目途に、宇都宮と上河内の２つの都市計画区域の統合と、それに伴う上河内地域における区域区分（線引き）、用途地域の変更についての都市計画法に基づく手続きを栃木県と連携し、進めています。

詳細につきましては当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

市街化調整区域内における既存権利の届出制度について

【概要】

上河内地域において，市街化調整区域に指定される前から土地の所有権を有している方，または借地権などを有している方のうち，市街化調整区域に指定された日（線引き）から６ヶ月以内に既存権利の届出をされた方は，線引きから５年以内に，届出書に記載した自己用の建築物を建築することができます。

届出期間	市街化調整区域に指定された日（線引き）から６ヶ月以内
届出できる方	線引き前から土地の所有権や借地権などを有する方 ※抵当権・仮登記・売買予約などは該当しません。
建築できるもの	自己用の住宅や自己業務用の店舗・事務所など ※貸家・貸店舗・貸事務所・分譲などは該当しません。
届出期間	原則，敷地面積の制限はありませんが，他の法令で定められている場合があります。

【届出から開発申請・完了までのイメージ】
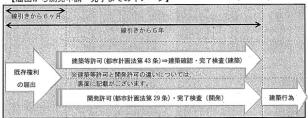
① 届出後，都市計画法第２９条の開発許可を受けた場合は，５年以内に造成工事を完了し，検査済証の交付を受けることが要件となります。

② 届出後，都市計画法第４３条の建築等許可を受けた場合は，５年以内に建築確認・完了検査を受けることが要件となります。

③ 届出後，上記による検査済証の交付又は建築の完了検査を受ける前に土地の所有権が他者に移った場合，新たな所有者は既存権利を行使することができません。

④ 農地に建築する場合は，原則，線引き前に農地転用許可を受ける必要があります。

⑤ 「既存権利届出書」は都市計画法上の既存権利を保存するものでありますが，開発許可・建築許可にあたっては都市計画法及び関係法令（建築基準法，農地法等）が遵守されている必要があり，**本届出を提出したことにより予定建築物の建築が保証・担保されるものではありません。**

【届出時に必要となる書類】

No	添付図書	説　明
1	既存権利届出書	
2	位置図	縮尺 1/1,500～1/2,500 程度
3	土地登記事項証明書	届出時以前３ヶ月以内のもの ※土地登記事項証明書で所有権が確認できない場合，売買契約書，賃貸借契約書の写し等，土地に関する権利が証明できる書類を添付すること。
4	公図の写し	法務局備付けの公図の写し ※公図が存在しない場合は地籍測量図など。
5	住民票又は法人の登記事項証明書	届出者世帯の住民票，届出者が法人の場合はその登記事項証明書
6	予定建築物等の配置図	敷地・予定建築物の配置，建築物の用途，周辺道路の状況など
7	その他市長が必要と認める書類	農地転用許可が必要な場合はその許可証，業務用の場合は事業計画書，本人以外が届出を行う場合は委任状を添付すること。

【法第２９条と第４３条の違いは？】

① 届出後に宅地として造成が必要な土地の場合

⇒農地や雑種地を宅地に変更したり，一定規模以上の切土・盛土等をする必要があり，建築前に造成行為が必要なとき

法第２９条による開発行為の許可申請が必要です。

② 届出時点で宅地として造成済みで，すぐに建築行為を行える土地の場合

法第４３条による建築行為の許可申請が必要です。

○お問い合わせ先<既存権利の届出に関すること>
宇都宮市都市計画課開発指導グループ
℡０２８－６３２－２５６６・２５６７

都市計画区域の統合に伴う区域区分及び用途地域の変更について

（上河内地区）

1．都市計画変更の趣旨

本市においては平成１９年の市町合併後，宇都宮都市計画区域（旧宇都宮市，旧河内町）と上河内都市計画区域（旧上河内町）の２つの都市計画区域があり，今後，市域が一体となったまちづくりを推進するため，両区域を統合し，これに伴う区域区分（線引き）及び用途地域の変更を行おうとするもの

表１　各都市計画変更の内容及び決定権者

変更の内容	決定権者
都市計画区域の変更	栃木県
区域区分（線引き）の変更	栃木県
用途地域の変更	宇都宮市

2．地域の位置と現況

上河内地域は，栃木県のほぼ中央，宇都宮市中心部にあるＪＲ宇都宮駅から北に約１３ｋｍに位置し，東側はさくら市，西側は日光市，北側は塩谷郡塩谷町に接しており，行政機能など多くの都市機能が集積した，面積約５，６９６ｈａ，人口約１万人の市北部の拠点である。中心部には住居系及び工業系の用途地域を指定しており，国道２９３号と県道藤原宇都宮線（田原街道）が交差するとともに，東北縦貫自動車道上河内スマートＩＣに近接するなど交通利便性に優れている。通勤・通学，買い物をする範囲などにおいて，市中心部等，周辺の拠点地域と関連性の高い地域である。

3．上位計画における位置づけ

「宇都宮市都市計画マスタープラン」において，上河内地域の中心部は都市基盤の整備を推進し，自然・田園環境と調和しつつ，日常的な生活利便性が確保された良好な住環境の形成を図る地域交流拠点と位置付けており，中里原周辺の国道２９３号と田原街道が交差する地域においては，日常生活を支える生活利便施設等の立地誘導を図るとともに，自然環境と調和したゆとりある住環境の形成を図ることとしている。

また，平成２７年２月に策定された，本市における都市空間形成の基本方針の「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」において，地域拠点として位置付けられている。

4．都市計画区域の統合

宇都宮都市計画区域と上河内都市計画区域（図１）は，土地利用や日常生活などにおけるつながりが強く，中里原土地区画整理事業地内においても人口が増加傾向にあり，田原街道の４車線化により，中心市街地からのアクセスが容易になることで，さらに都市としての一体性が強くなることが予想されている。このような中で本市が目指すネットワーク型コンパクトシティ形成のためには都市計画区域の統合を行い，市域が一体となったまちづくりを進める必要があることから，両区域を統合し全域を宇都宮都市計画区域とする。
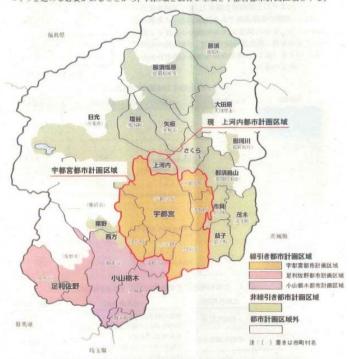
図１　宇都宮都市計画区域と上河内都市計画区域（栃木県都市計画区域図）

5．区域区分（線引き）と用途地域の変更

区域区分（線引き）に伴い指定される市街化区域は，現在用途地域を指定している地域（図２）から，農地がまとまって分布しているエリアと，小高い山が連なる山林が中心のエリアを除いた区域とし，周辺地域については市街化調整区域とする。

市街化区域（図３）に編入される区域については，基本的にこれまでの土地利用を継承し，用途地域を定めることとし，地域の幹線道路である田原街道の４車線化が確実であることから国道２９３号の南に位置する第一種住居地域を第二種住居地域に変更し，建築物の制限を一部緩和する（表２）。開発許可の対象と都市計画税については表３の通り。

図２　現行の用途地域

表２　用途地域と建築物の制限の例

用途地域	住宅・共同住宅等	店舗等	事務所等	工場等
第一種低層住居専用地域（建ぺい率50%，容積率80%）	○	×	×	×
第一種中高層住居専用（建ぺい率50%，容積率100，150%）	○	○（店舗等の床面積500㎡以下，2階以下，種類制限有）	×	×
第一種住居地域（建ぺい率60%，容積率200%）	○	○（店舗等の床面積3,000㎡以下）	○（事務所等の床面積3,000㎡以下）	×
第二種住居地域（建ぺい率60%，容積率200%）	○	○（店舗等の床面積10,000㎡以下）	○	×
工業地域（建ぺい率60%，容積率200%）	○	○（店舗等の床面積10,000㎡以下）	○	○

表３　土地利用規制と建築物の制限・都市計画税

都市計画区域	土地利用規制	建築物の制限	都市計画税
宇都宮都市計画区域（線引き）	市街化区域	建物の建築が可能 ※1000㎡以上の場合は開発許可が必要	課税 0.25%
	市街化調整区域	建物用途の制限あり ※規模に関わらず開発許可が必要	非課税
上河内都市計画区域（非線引き）	用途地域	建物の建築が可能 ※1000㎡以上の場合は開発許可が必要	非課税
	白地	建物用途の制限なし ※1000㎡以上の場合は開発許可が必要	非課税

※都市計画区域の統合に伴い，上河内地域は線引きを行い宇都宮都市計画区域に編入する。

図３　市街化区域素案と用途地域素案

6．スケジュール

平成２６年	平成２７年	平成２８年
地元への事前説明	法定手続き	

- ・自治会及び関係権利者への説明会
- ・個別相談会
- 6月　・関係権利者への説明会
- 6～7月　・素案の縦覧
- 8月　・公聴会
- 9月　・開発許可に関する相談会
- ・案の縦覧
- ・市都市計画審議会
- ・県都市計画審議会
- 3月　・告示（予定）

2 －

足利支部研修会のお知らせ（他支部会員参加可）

次のとおり、足利支部研修会を開催します。
万障お繰り合わせの上ご出席くださいますよう、ご案内申し上げます。
他支部会員の参加も歓迎致しますので、是非ご参加ください。

日　時　　平成２７年１０月１３日（火）午後２時から４時３０分

場　所　　地場産センター（足利市田中町３２－１１）３階　大会議室

内　容　　１　相続に伴う戸籍の取り方、及び見方
　　　　　　　講師：足利市役所担当職員

　　　　　２　離婚相談の受け方、進め方
　　　　　　　講師：行政書士　土方美代

研修会終了後、午後５時から同会議室にて懇親会を開催する予定です。
懇親会（参加費２，０００円）へのご出席もあわせてお願いを申し上げます。

※参加申し込みは１０月３日までに下記の出欠の連絡票に記入の上、ＦＡＸでお申込みください。

出欠の連絡票

平成２７年　　月　　日

平成２７年１０月１３日（火）の行政書士会足利支部

研修会に［　　出席　　・　　欠席　　］します。
懇親会に［　　出席　　・　　欠席　　］します。

支部：＿＿＿＿＿＿　会員名：＿＿＿＿＿＿＿＿

ＦＡＸ先　０２８４－７１－５３３５　堀越まで

顧問契約をめざす　中小企業支援研修　第2回

業務部　第３グループ主催

○開催日時
平成２７年９月２９日（火）１３：３０～１６：３０
○開催場所
栃木県行政書士会館２階
○研修内容
顧問契約を目指す中小企業支援研修会全５回シリーズの第２回目です。今回は研修テーマを「事業計画書作成支援と補助金」とし中小企業診断士にご講義頂きます。
○対 象 者
会　　員
○講　　師
株式会社サクシード代表取締役　中小企業診断士　水沼啓幸氏
○受 講 料
５００円
○締め切り
９月２５日（金）

一般貨物自動車運送事業研修会 ①（法令研修）

業務部　第１グループ主催

○開催日時
平成２７年１０月１９日（月）１３：３０～１５：００
○開催場所
栃木県行政書士会館２階
○研修内容
一般貨物自動車運送事業許可申請における留意点や許可取得後の手続についてご講義いただきます。
○対 象 者
会員、補助者
○講　　師
栃木運輸支局　企画輸送監査部門　担当者
○受 講 料
無　　料
○締め切り
１０月１３日（火）

測量研修会　～座学＆実地研修～

業務部　第２グループ主催

○開催日時

①座学　平成２７年１０月１６日（金）
　　　　９：３０～１２：００<初歩の測量学>
　　　１３：００～１５：３０<課題で理解を深める>

②実地　平成２７年１０月２６日（月）
　　　　９：３０～１２：００<午前の部>
　　　１３：３０～１６：００<午後の部>
　　　※午前、午後のいずれか一方　［雨天順延］

○開催場所

①座学　栃木県行政書士会館２階

②実地　宇都宮市八幡山公園（宇都宮市塙田５丁目2-70）
※集合場所等の詳細は、１０／１６の研修会でご案内します。

○研修内容

①座学　測量の基礎を学びます。測量を全く行った事がない方向けの内容です。

②実地　小グループに分かれて、測量機器を使った実地研修を行います。

○対 象 者

測量初心者（行政書士専業者）で、座学研修、実地研修とも出席できる方

○定　　員

①座学　３０名

②実地　３０名（午前の部：１５名　午後の部：１５名）

※午前の部、午後の部の希望を申し込み欄にご記入下さい。募集の結果、希望に偏りがあった場合は、１０／１６の座学研修時に調整させていただきますので、ご了承下さい。

※申し込み者が定員に達しましたら、栃木会　会員専用ＨＰのトピックスに掲載するほか、申し込み者各位宛に受講可否について、ＦＡＸで通知します。

○講　　師

行政書士　福田勝守

○受 講 料

①座学　５００円　②実地５００円　※合計額１０００円を１０／１６の研修会初日に徴収。

○各自用意するもの

関数電卓（三角関数の計算ができるもの）
メーカーによって操作方法が異なりますので、電卓の取扱説明書もお持ち下さい。
※座学、実地どちらでも使います。

○締め切り

１０月９日（金）

※注　締め切り日より前に定員に達した場合は、その時点で締め切りとなります。
　　　予定より早く締め切った場合は、その時点で会員トピックスに掲載いたします。

「契約書作成についての基礎知識と留意点」研修会

業務部　第５グループ主催

権利義務に関する業務のひとつ契約書作成についての研修会を開催します。
今回ご案内する１０月は基礎的な内容について、１１月１９日には公証人を講師に迎え契約書を公正証書にすることについて講義してもらいます。（１１月の募集要領は次号に掲載します）

○開催日時
平成２７年１０月２０日（火）１３：３０～（９０分程度）
○開催場所
栃木県行政書士会館２階
○研修内容
契約書作成についての基礎知識と留意点
○対 象 者
会　　員
○講　　師
行政書士　小平裕一
○受 講 料
５００円
○締め切り
１０月１６日（金）

国際業務相談事例・入管基礎研修会

業務部　第４グループ主催

○開催日時
平成２７年１０月２１日（水）１３：３０～
○開催場所
栃木県行政書士会館２階
○研修内容
実際の相談事例を元に学ぶ研修会と初心者向けの基礎的な研修会の２本立てです。
基礎と実例を一度に学ぶことができます。
○対 象 者
会　　員
○受 講 料
無　　料

申込は不要です。お気軽にご参加ください。

研修会申込書

申込欄に○を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込	ﾃｷｽﾄ申込	昼食¥500程度
9／29	**顧問契約をめざす 中小企業支援研修 第2回**	500 円	9/２５		—	—
10／19	**一般貨物自動車運送事業研修会① （法令研修）**	—	１０/１３		—	—
10／20	**「契約書作成についての基礎知識と留意点」研修会**	500 円	１０/１６		—	—
10／16	**測量研修会　～座学＆実地研修～**	500 円	１０/９		—	
10／26		500 円		午前 午後	—	—

支部名		氏　名	
ＦＡＸ			

※ 研修会申し込み後、やむを得ず欠席される場合は、早めに事務局までご連絡下さいますようお願いいたします。

２０１６年度版　行政書士手帳の頒布について　～事務局よりお知らせ～

手帳の購入をご希望の方は、下記申込書にご記入の上、事務局宛にＦＡＸして下さい。

１．手帳の仕様　ビニールシート　黒（１６９×８３㎜）
　　分冊形式　・ダイアリー編（月間、週間計画表）
　　　　　　　・法規編（行政書士法、行政書士必携、その他関係法令等）
　　　　　　　・アドレス編

２．価　　格　９００円（税込み）

３．申込〆切　平成２７年９月２８日（月）　※〆切厳守

４．受取方法　①事務局に来局
　　　　　　　②郵送（送料別途 70 円かかります）

行政書士手帳　申込書（事務局ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

支部		氏名		受取方法 いずれかにレ印	□事務局に来局 □郵送（送料別途要）

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成 27 年 8 月 31 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所　名 所　　在　　地	電　　話	備　考
	栃　木 板倉　克巳	H27.8.1 H18.5.1	328- 0125	板倉行政書士事務所 栃木市吹上町 689－2	080-7896-1470	茨城会 より 転入
	小　山 山根　　保	H27.8.15	323- 0016	行政書士山根事務所 小山市扶桑 2－11－12	0285-39-8210	

【退　会】稲葉壮吉会員のご冥福をお祈りいたします。

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
佐　野	稲葉 壮吉	H27.7.13	死　亡				

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
宇都宮	今野　　龍	所 在 地	宇都宮市駒生町 832－29
宇都宮	鈴木 信次	電話番号	028-653-9590

大雨による被害状況ご報告のお願い

９月９日から１０日にかけて台風１７号・１８号の影響により記録的な降雨があり、栃木県に大雨の特別警報が出されました。県内において多くの浸水被害や土砂災害がありましたことは心痛であり、被害に遭われた方には心よりお見舞い申し上げます。

会員の皆様におかれましては、今回の大雨で自宅や事務所が被害に遭われた方がいらっしゃいましたら、栃木会事務局に被害の状況をご報告くださいますようお願い致します。

広報部より

この「行政書士とちぎ」は単位会の会報誌としては珍しく、外部業者が関わることなく、広報部がデータ作成まですべて行っています。

だから完成と同時にＨＰに公開できますし、時には完成後に掲載要望に応えたりもします。

でもみんな締切（月末）は守ってね！

（広報部　田代）

行政書士とちぎ９月号　No.465

発行人　栃木県行政書士会　会長　横山　眞
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

平成27年9月15日発行
第465号 栃木県行政書士会 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

行政書士は頼れる街の法律家

行政書士は許認可・登録申請・遺言や相続、色々な契約・届出などの相談から書類作成までサポートします。

日本体育大学 児童スポーツ教育学部 助教／田中理恵

日本行政書士会連合会　後援:総務省

Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations.

栃木県行政書士会　栃木県

平成27年度 行政書士制度広報月間 10月1日〜10月31日

行政書士相談センター

電話無料相談 （月〜金 9:00 〜 17:00 年末年始・祝祭日除く）

028-638-0919（丸くいく）

マスコットキャラクター アドちゃん

©高井研一郎